

大紀町水道新設給水工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大紀町水道事業給水条例（平成28年大紀町条例第62号。以下「条例」という。）

第5条ただし書に規定する町における費用の負担に関し、大紀町補助金等交付規則（平成17年大紀町規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、住民の新設工事に係る費用の負担軽減を図り、もって水道の普及促進及び生活環境の改善並びに定住の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。
- (2) 給水工事 管理者が布設した配水管から分岐して設けられる量水器までの給水管設置工事をいう。
- (3) 新設工事 新たに量水器を設置する給水工事をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えているものとする。

- (1) 新設工事であること。
- (2) 対象者が自ら使用（業務用含む。）する給水装置であり、共同住宅、貸家等の建築に伴う新設工事、若しくは開発行為又はこれらに準じる行為に伴うものでないこと。
- (3) 町内に住所を有し、町内で日常生活を営んでいる者。又は、その予定が1年以内にあるもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、給水工事を行う延長距離100メートルまでの分を限度とし、次の表に掲げるとおりとする。この場合において、当該距離に1メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

新設工事を行う延長距離	補助金の額（上限50万円）
-------------	---------------

離			
1 mまでの場合	一律50,000円		
2 mから5 mまでの場合	@30,000円×当該距離		
6 mから100mまでの場合	舗装道路	未舗装道路	舗装未舗装混在道路
	150,000円+@10,000円 ×(当該距離-5m)	150,000円+@3,500円 ×(当該距離-5m)	舗装又は未舗装のそれぞれの道路の延長において算出し合算した額

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、50万円を上限とし、同項の規程より算出した金額より当該工事を実施した業者の見積書の額が下回る場合は、当該見積額を補助金の額とする。

(補助金の申請)

第5条 規則第3条に定める申請書その他関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等交付申請書(規則様式第1号)
- (2) 計画図(給水管の使用材料及び正確な延長が確認できるもの)
- (3) 工事見積書
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条第1項に定める実績報告書その他関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等実績報告書(規則様式第9号)
- (2) 完成図面及び工事写真
- (3) 工事業者からの請求書及び領収書の写し
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(参考) 補助金額

申請延長1mでは5万円

申請延長2mでは6万円

申請延長 4 m では12万円（公共工事積算において 4 m では12万円）

申請延長 5 m では15万円

申請延長100m舗装路では110万円（上限50万円）

申請延長100m未舗装路では48万2,500円

（参考）